〇市原市生活環境保全条例
平成10年3月23日
条例第3号
市原市公害防止条例(昭和46年市原市条例第22号)の全部を改正する。

目次
第1章　総則(第1条―第6条)
第2章　産業公害等の発生防止のための規制
第1節　規制基準の制定等(第7条・第8条)
第2節　特定施設設置及び特定作業実施の届出等(第9条―第13条)
第3節　勧告及び命令等(第14条―第16条)
第4節　測定及び調査等(第17条―第19条)
第3章　エネルギーの使用抑制のための規制等
第1節　エネルギー使用抑制計画書の提出(第20条)
第2節　エネルギーの使用抑制のための行動の推進(第21条―第23条)
第4章　都市・生活型公害の発生防止のための規制等
第1節　先端技術関係施設設置の届出(第24条)
第2節　拡声機の使用の規制(第25条・第26条)
第3節　飲食店営業等における音響機器の使用等の規制(第27条・第28条)
第4節　生活環境に対する配慮(第29条―第34条)
第5章　雑則(第35条―第41条)
第6章　罰則(第42条―第45条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、公害の発生を防止するための規制を行い、及びエネルギーの使用の抑制等を図ることにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、「特定施設」とは、次に掲げるものをいう。
(1)　ばい煙等発生施設　工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。)を発生し、及び排出するもの(同条第2項に規定するばい煙発生施設を除く。)並びに粉じん(同条第4項に規定する粉じんをいう。)を発生し、及び排出し、又は飛散させるもの(同条第6項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設を除く。)であって、それらの施設から排出され、又は飛散されるばい煙又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)が大気の汚染の原因となるものとして、規則で定めるもの
(2)　揚水施設　動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの
(3)　騒音等発生施設　工場等に設置される機械又は施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する機械又は施設であって規則で定めるもの
(4)　悪臭発生施設　工場等に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生し、及び排出するおそれのある施設であって規則で定めるもの
第3条　この条例において、「特定作業」とは、次に掲げるものをいう。
(1)　ばい煙等発生作業　ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるもの
(2)　騒音等発生作業　著しい騒音又は振動を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるもの
(3)　特定建設作業　建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるもの
(4)　悪臭発生作業　著しい悪臭を発生し、及び排出するおそれのある作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるもの
第4条　この条例において、「省エネ推進事業場」とは、事業活動を行うに際し、電気等のエネルギーを大量に消費する工場等であって、エネルギー削減の推進が必要なものとして規則で定めるものをいう。
第5条　この条例において、「先端技術関係施設」とは、工場等に設置される施設のうち、新しい原理若しくは発想の導入により既存技術の延長上では不可能であったことを可能にし、若しくはその実現のための可能性を拡大する創造的技術又は従来の原理若しくは発想を援用しながらも、新たな利用方法を開発若しくは改良することにより効率の改善若しくは可能性の拡大を図る高度化技術を用いる施設であって規則で定めるものをいう。
第6条　前4条に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　規制基準　ばい煙等発生施設及びばい煙等発生作業から発生し、排出され、又は飛散されるばい煙等、騒音等発生施設、騒音等発生作業及び特定建設作業から発生する騒音又は振動並びに悪臭発生施設及び悪臭発生作

業から発生し、又は排出される悪臭に関する許容限度をいう。
(2)　特定物質　土壌の汚染を生ずるおそれのある物質として、規則で定めるものをいう。
(3)　公害　環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。
第2章　産業公害等の発生防止のための規制
第1節　規制基準の制定等
(規制基準の制定)
第7条　市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
2　市長は、規制基準を定めようとするときは、市原市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
(規制基準の遵守義務)
第8条　特定施設(揚水施設を除く。)を設置する者及び特定作業を行う者は、規制基準を遵守しなければならない。
第2節　特定施設設置及び特定作業実施の届出等
(特定施設設置の届出)
第9条　ばい煙等発生施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　ばい煙等発生施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　ばい煙等発生施設の種類
(4)　ばい煙等発生施設の構造
(5)　ばい煙等発生施設の使用の方法
(6)　ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　揚水施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日の7日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、この限りでない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　地下水の用途
(3)　揚水施設の設置の場所
(4)　揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
(5)　その他規則で定める事項
3　騒音等発生施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　騒音等発生施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　騒音等発生施設の種類及びその種類ごとの数
(4)　騒音等発生施設の構造
(5)　騒音等発生施設の使用の方法
(6)　騒音又は振動の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
4　悪臭発生施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　悪臭発生施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　悪臭発生施設の種類
(4)　悪臭発生施設の構造
(5)　悪臭発生施設の使用の方法
(6)　悪臭の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
(特定作業実施の届出)
第10条　ばい煙等発生作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　ばい煙等発生作業の場所
(3)　ばい煙等発生作業に使用する機械等(施設を含む。)
(4)　ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
2　騒音等発生作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　騒音等発生作業の場所

(3)　騒音等発生作業に使用する機械等(施設を含む。)
(4)　騒音又は振動の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
3　住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定めるものにおいて、特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
(3)　特定建設作業の場所及び実施の期間
(4)　騒音又は振動の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
4　悪臭発生作業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　悪臭発生作業の場所
(3)　悪臭発生作業に使用する機械等(施設を含む。)
(4)　悪臭の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
(構造等の変更の届出)
第11条　第9条第1項の規定による届出をした者にあっては、同項第4号から第6号までのいずれかに係る事項の変更をしようとするとき、同条第3項の規定による届出をした者にあっては、同項第3号から第6号までのいずれかに係る事項の変更をしようとするとき又は同条第4項の規定による届出をした者にあっては、同項第4号から第6号までのいずれかに係る事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
2　第10条第1項の規定による届出をした者にあっては、同項第3号若しくは第4号に係る事項の変更をしようとするとき、同条第2項の規定による届出をした者にあっては、同項第3号若しくは第4号に係る事項の変更をしようとするとき又は同条第4項の規定による届出をした者にあっては、同項第3号若しくは第4号に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
3　前2項の規定にかかわらず、当該変更が特定施設又は特定作業(以下「特定施設等」という。)に係るばい煙等、騒音、振動又は悪臭の増加を伴わない場合は、この限りでない。
(氏名等の変更等の届出)
第12条　第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その氏名及び住所等に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る特定施設等を廃止したときは(騒音等発生施設については、その全てを廃止した場合に限る。)、その変更又は廃止の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
(承継)
第13条　第9条又は第10条の規定による届出をした者から、特定施設又は特定作業に係る権利等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る届出をした者の地位を承継する。
2　第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る特定施設等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る特定施設等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定によりその地位を承継した者は、当該承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
(平13条例23・一部改正)
第3節　勧告及び命令等
(計画変更命令等)
第14条　市長は、第9条(同条第2項を除く。)、第10条(同条第3項を除く。)又は第11条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が規制基準に適合せず、かつ、その周辺の生活環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から60日(第9条第3項、第10条第2項又は第11条(騒音又は振動に係る届出に限る。)の規定による届出にあっては、その届出を受理した日から30日)以内に、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設等の構造、使用の方法又はばい煙等、騒音、振動若しくは悪臭の防止方法、特定施設等の配置若しくは特定作業の作業時間(以下「特定施設等の使用の方法等」という。)に関する計画の変更又は廃止を勧告することができる。
2　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、前項の事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設等の使用の方法等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。
(実施の制限)
第15条　第9条(同条第2項を除く。)、第10条(同条第3項を除く。)又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(第9条第3項、第10条第2項又は第11条(騒音又は振動に係る届出に限る。)の規定による届出にあっては、その届出を受理した日から30日)を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。
2　市長は、第9条(同条第2項を除く。)、第10条(同条第3項を除く。)又は第11条の規定による届出に係る事項の

内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(改善命令等)
第16条　市長は、第6条第1号に規定するばい煙等、騒音、振動及び悪臭が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置する者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて特定施設等の使用の方法等の変更又は改善を勧告することができる。
2　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて特定施設等の使用の方法等の変更又は改善を命ずることができる。
3　市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて当該施設の使用又は当該作業の一時停止を命ずることができる。
第4節　測定及び調査等
(揚水量等の測定及び記録)
第17条　揚水施設のうち規則で定めるものを設置している者は、当該揚水施設の揚水量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
2　ばい煙等発生施設のうち規則で定めるものを設置している者は、当該施設に係るばい煙等の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
(土壌汚染の調査)
第18条　工場等において特定物質(特定物質を含む物質を含む。)を製造し、使用し、又は保管している事業者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、土壌の汚染状態を調査する等必要な措置を講じなければならない。
(事故時における措置)
第19条　特定施設を設置し、又は特定作業を行っている者は、当該特定施設等について事故が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。
2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。
第3章　エネルギーの使用抑制のための規制等
第1節　エネルギー使用抑制計画書の提出
(計画書の提出)
第20条　省エネ推進事業場の設置者は、次に掲げる事項を記載したエネルギー使用抑制計画書に、当該事業場の位置図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　エネルギー使用量等削減の目標
(3)　エネルギー使用量等削減の方法
(4)　その他規則で定める事項
第2節　エネルギーの使用抑制のための行動の推進
(自動車等の効率的な利用)
第21条　事業を営む者が、その事業を行うに際し、自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用するときは、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車等の走行量を抑制するよう努めなければならない。
2　自動車等を使用し、又は所有する者は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。
(エネルギーの効率的利用)
第22条　事業者及び市民は、エネルギー消費の改善、太陽熱等の未利用エネルギーの利用、エネルギー消費効率が優れた建築物の建設その他エネルギーの効率的利用に努めなければならない。
(資源及びエネルギーの節約)
第23条　事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、資源及びエネルギーの節約に努めなければならない。
第4章　都市・生活型公害の発生防止のための規制等
第1節　先端技術関係施設設置の届出
(先端技術関係施設設置の届出)
第24条　先端技術関係施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付して、市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　先端技術関係施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　先端技術関係施設の種類及びその種類ごとの数
(4)　先端技術関係施設の構造
(5)　先端技術関係施設の使用の方法

(6)　環境への負荷の低減の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　第11条から第13条まで及び第19条の規定は、前項の先端技術関係施設の届出をした者に準用する。
第2節　拡声機の使用の規制
(拡声機の使用の制限)
第25条　拡声機を使用する者は、次の各号の一に該当する場合を除き、拡声機の使用方法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。
(1)　法令により認められた目的のために使用するとき。
(2)　広報その他の公共の目的のために使用するとき。
(3)　官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
(4)　祭礼、盆踊り、運動会その他の社会活動において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。
(拡声機の騒音に係る改善命令等)
第26条　市長は、前条の規定に違反して拡声機が使用されていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
2　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。
第3節　飲食店営業等における音響機器の使用等の規制
(飲食店営業等における音響機器の使用時間の制限等)
第27条　飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、カラオケ装置その他の規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。
2　飲食店営業等を行う者は、深夜等(午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。次条において同じ。)において、その営業活動により周辺の生活環境に著しい支障を及ぼす騒音(客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。)を発生させてはならない。
(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)
第28条　市長は、前条の規定に違反していることにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対して、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業時間の制限その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。
2　市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。
第4節　生活環境に対する配慮
(飲食店営業等に係る利用者の責務)
第29条　深夜等において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。
(屋外燃焼行為の禁止)
第30条　何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しく悪臭又はばい煙等を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他の悪臭又はばい煙の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。
2　市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。
(生活排水の適正処理)
第31条　市民は、公共用水域に生活排水を排出するときは、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、市による生活排水対策の実施に協力しなければならない。
2　事業者及び市民は、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)を設置する場合は、し尿と併せて雑排水を処理する合併処理浄化槽を設置するよう努めなければならない。
(自動車等の整備及び適正な運転)
第32条　自動車等を使用し、又は所有する者は、自動車等の必要な整備及び停止時における原動機の停止等の適正な運転をすることにより、自動車等から発生する騒音及び排出ガスを最小限度にとどめるよう努めなければならない。
(低公害車等の購入等の促進)
第33条　自動車等を購入しようとする者は、低公害車(排出ガスがないか又はその量がより少ない自動車等(以下この条において「低公害車等」という。)を購入し、自動車等を使用しようとする者は低公害車等を優先して使用するよう努めなければならない。
(地球温暖化等の防止の措置)
第34条　事業者は、その事業活動において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン等の物質、オゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となるいおう酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第5章　雑則

(監視、測定等の実施)
第35条　市は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全に関する施策を適正に講ずるために必要な、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、並びに必要な調査等を実施するものとする。
(苦情の相談)
第36条　市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。
2　市長は、県その他の行政機関と協力して、公害に係る苦情の適切な処理に努めるものとする。
(協定の締結)
第37条　事業者は、市長から生活環境の保全等に関する協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。
(報告の徴収)
第38条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定施設を設置している者、特定作業を行っている者、省エネ推進事業場を設置している者又は先端技術関係施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他の必要な事項の報告を求めることができる。
(立入検査)
第39条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、その職員に、特定施設、特定作業を行う場所、省エネ推進事業場又は先端技術関係施設に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。
(改善等の要請)
第40条　市長は、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、この条例に定めのあるもののほか、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。
(規則への委任)
第41条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第6章　罰則
(罰則)
第42条　第14条第2項、第16条第2項若しくは第3項、第26条第2項又は第28条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第43条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(1)　第9条、第10条、第11条第1項若しくは第2項又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(2)　第30条第2項の規定による命令に違反した者
第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(1)　第15条第1項の規定に違反した者
(2)　第17条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
(3)　第19条(この規定を第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(4)　第38条の規定(省エネ推進事業場に係る部分を除く。)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(5)　第39条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)
第45条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第42条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
1　この条例は、平成10年10月1日から施行する。
(経過措置)
2　改正前の市原市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4　一の施設が特定施設(先端技術関係施設を含む。以下この項において同じ。)となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業(特定建設作業を除く。以下この項において同じ。)となった際、現にその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第9条、第10条又は第24条第1項に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、既に工場等に、騒音等発生施設を設置している場合において、一つの施設が騒音等発生施設になったときは、この限りでない。
5　前項の規定に違反してその届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
6　第16条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第11条の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から60日間(騒音等発生施設にあっては30日間)を経過したときは、この限りでない。

附則(平成13年9月27日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。